## 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組む。

		項目	時 期
いじめ防止のための措置	直接支援・指導の場	○ 地区別集団登校開始(下学年の足に合わせた登校)	4月
		○ 春の合同遠足(本校・分校)	5月
		○ 本校·分校交流学習[鑑賞教室6月、社会科施設見学(適宜)]	5月・1月
		○ 交流給食	6月、10月、12月、2月
		○ 分校:都農小学校との交流[水泳など-都農小にて]	6月
		○ 修学旅行(6年)	11月
		○ 学習発表会(分校)	2月(分校)
		○ オープンスクール	11月
		○ お別れ遠足	3月
	いじめ防止の素地・資質を高い	○ 進級時の情報の確実な引継	4月
		○ 特別支援教育研修(配慮を要する児童理解)	春季休業中
		○ 学級開きでの教師の話(いじめを許さない学級作り)	4月始業の日
		○ 教育相談(毎月、業間に2~3回実施)	毎月
		○ 個人面談	夏季休業中
		○ 生徒指導研修(2学期に向けての共通理解事項の確認)	夏季休業中
		○ 特別支援教育研修(外部講師を招いての講話)	夏季休業中
		○ 人権·同和教育研(町人権·同和教育研修会参加)	8月
	める		
	場		
	٧١	○ 心の声アンケート(悩み相談)の実施	毎月
じめ早期発		○ 一人一人に寄り添う授業の展開	毎日
		○ 教育相談期間の設定(毎月朝の活動時に実施)	毎月
		○ あすなろ会(いじめ・不登校対策委員会)の開催	毎月
	発 見		
	$\mathcal{O}$		

<sup>※</sup> 計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していく。